

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>Ⅱ－３－１－３ 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１ 取引時確認等の措置</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１－２ 主な着眼点</p> <p>組合の業務に関して、取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含むマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める措置を的確に実施し、マネロン・テロ資金供与、貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>なお、こうしたマネロン・テロ資金供与対策の実施に<u>当たっては</u>、実際の利用者との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が継続的に取組みを進める必要がある。</p> <p>また、マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについては、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与が求められる。</p> <p>（注１）・（注２）（略）</p> <p>（１）～（４）（略）</p>	<p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>Ⅱ－３－１－３ 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１ 取引時確認等の措置</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１－２ 主な着眼点</p> <p>組合の業務に関して、取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含むマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める措置を的確に実施し、マネロン・テロ資金供与、貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>なお、こうしたマネロン・テロ資金供与対策の実施に<u>あたっては</u>、実際の利用者との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が継続的に取組みを進める必要がある。</p> <p>また、マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについては、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与が求められる。</p> <p>（注１）・（注２）（略）</p> <p>（１）～（４）（略）</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(5) 口座の不正利用等を防止するため、貯金の支払や口座開設等に当たって、必要に応じ、取引時確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、適切な口座管理を実施するための内部管理態勢が整備されているか。また、<u>犯収法施行規則第 32 条第 2 項第 1 号の規定に基づく情報の提供を目的とする、全国銀行協会の 100%出資子会社であるマネー・ロンダリング対策共同機構が運営する不正利用口座の情報共有枠組みへの参加を含め、口座の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>特に、いわゆるヤミ金融業者等が貯金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付けて組合の貯金口座に振込みを請求したりすることのほか、<u>特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺など、貯金口座を不正に利用した悪質な事例が大きな社会問題となっている。</u>また、犯罪資金の払出は被害者の財産的被害の回復を困難ならしめるものである。これらを踏まえ、被害にあった利用者からの届出等、口座の不正利用に関する情報を速やかに受け付ける<u>体制及び上記の情報共有枠組みへ参加して不正利用口座に関する情報を適切に提供し、かつ、提供を受ける体制を整備するとともに、こうした情報等を活用して、貯金規定や振り込め詐欺救済法に定められている貯金取引停止・口座解約等の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか。</u>その際、同一名義であることなどから不正利用が疑われる口座についても、取引状況の調査を行うなど、必要な措置を講ずることとしているか。</p>	<p>(5) 口座の不正利用等を防止するため、貯金の支払や口座開設等に当たって、必要に応じ、取引時確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、適切な口座管理を実施するための内部管理態勢が整備されているか。また、口座の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、いわゆるヤミ金融業者等が貯金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付けて組合の貯金口座に振込みを請求したりするなど、貯金口座を不正に利用した悪質な事例が大きな社会問題となっている。また、犯罪資金の払出は被害者の財産的被害の回復を困難ならしめるものである。これらを踏まえ、被害にあった利用者からの届出等、口座の不正利用に関する情報を速やかに受け付ける<u>態勢を整備するとともに、こうした情報等を活用して、貯金規定や振り込め詐欺救済法に定められている貯金取引停止・口座解約等の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか。</u>その際、同一名義であることなどから不正利用が疑われる口座についても、取引状況の調査を行うなど、必要な措置を講ずることとしているか。</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
(6) ~ (8) (略)	(6) ~ (8) (略)

附 則

この通知の改正は、令和9年4月1日から適用する。